

過労死等防止基本法の制定に関する意見書

我が国が先進国として経済発展を遂げる過程において発生した、過度の長時間労働や苛酷な職場環境などによる過労死や過労自殺は、大きな悲劇を生む深刻な社会問題として認識されるようになってきた。残された遺族の経済的困窮や精神的苦痛は大きく、また、働き盛りの労働者が過労によって命を失うことは社会的にも大きな損失である。

労働基準法では、労働者に週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者に過重な長時間労働を強いることを禁じ、労働者の生命と健康を保持することを目指しているものの、過労死や過労自殺を防止するに十分とは言えない状況が生み出されている。

昨今の厳しい雇用情勢の中で、労働者から使用者に労働条件の改善を申し出るのは容易ではなく、また厳しい企業間競争下では、個々の企業が自社だけで労働条件の改善を図ることに限界があることから、過労死や過労自殺、そして、その原因となる過重労働を防止するためには、個人や家族、企業の努力だけでなく、国として総合的な対策を積極的に行っていく必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、過労死や過労自殺の根絶を目指すことを宣言するとともに、その要因に関する調査・研究の推進など、総合的な過労死等の防止対策を進める過労死等防止基本法を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月6日

名 古 屋 市 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

宛(各通)